

お客様各位

「緊急事態宣言」解除に伴う通常営業再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる「緊急事態宣言」が5月14日付で解除されたことに伴い、当金庫で行っておりました感染防止対策の、・得意先係の訪問活動自粛、・窓口職員の2交代制は一旦終了させていただきます。多くのお客様にご協力いただき誠にありがとうございました。また、期間中にご不便をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

但し、本店営業部以外での昼休業は当面の間は継続させていただきます。ご迷惑をお掛けしますが引き続きのご協力をお願い致します。

1. 昼休業店舗

店舗名	所在地	電話番号
徐福支店	新宮市蓬莱2丁目1-5	0735-21-6263
勝浦支店	東牟婁郡那智勝浦町朝日2丁目165-3	0735-52-0123
佐野支店	新宮市佐野1丁目2-21	0735-31-7055
熊野支店	熊野市井戸町385番地の1	0597-89-1500
緑ヶ丘支店	新宮市緑ヶ丘1丁目8-35	0735-21-6110

*御浜支店、十津川支店は従来から昼休業店舗としております。

新宮信用金庫
理事長 浦木 睦雄